

船橋市保育のあり方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市の子育ち・子育て環境の変化を踏まえ、これからの船橋市の保育のあるべき姿について検討することを目的として設置する船橋市保育のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）について定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、市長に報告するものとする。

- (1) 今後の船橋市の保育のあり方に関する事。
- (2) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 子育て支援関係者
- (3) 保護者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

2 部会は、会長より付議された事項について、調査及び検討し、その結果を会長に報告する。

(公務災害補償)

第8条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉局子育て支援部保育計画課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。